

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権

2025年9月末現在の信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権は、厳格な資産査定により290億46百万円となり、2025年3月末に比べ9億50百万円増加しました。

また、この不良債権290億46百万円のうち、貸倒引当金と担保・保証などにより保全されている部分が234億48百万円あり、カバー率は80.73%となっています。

(単位:百万円)

区 分	2025年3月期	2025年9月期	保全状況	
	残 高	残 高 (A)	担保・保証・貸倒引当金 等による債権保全額 (B)	カバー率 (B)/(A)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	1,423	1,662	1,662	100.00%
危険債権	21,937	22,494	19,643	87.33%
要管理債権	4,736	4,890	2,143	43.82%
三月以上延滞債権	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	4,736	4,890	2,143	43.82%
(小 計)	28,096	29,046	23,448	80.73%
正常債権	929,855	950,285		
合 計	957,951	979,331		

(注1) 対象となる債権は、貸借対照表の次の各勘定に計上されているものです。

- 1) 貸出金
- 2) 貸付有価証券
- 3) 外国為替
- 4) 未収利息
- 5) 貸出金に準ずる仮払金
- 6) 債務保証見返
- 7) 当金庫保証付私募債

(注2) 左記は部分直接償却後の金額です。

(注3) 改正信用金庫法施行規則による定義変更より、リスク管理債権と金融再生法開示債権の一本化が図られました。

◆破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

◆危険債権とは

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

◆要管理債権とは

信用金庫法の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

(1)「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から

三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

(2)「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

◆正常債権とは

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

有価証券の時価情報

有価証券の運用にあたっては、安全かつ確実な運用を心掛けております。

1. 売買目的有価証券 該当ありません

2. 満期保有目的の債券 該当ありません

3. その他有価証券 (単位:百万円)

区 分	貸借対照表上額	取得原価	差 額	
貸借対照表上額が取得原価を超えるもの	株 式	17,213	6,580	10,633
	債 券	11,047	10,876	170
	国 債	9,133	8,976	156
	地方債	1,308	1,300	8
	社 債	605	600	5
	そ の 他	5,847	5,555	292
	小 計	34,108	23,012	11,096
貸借対照表上額が取得原価を超えないもの	株 式	326	374	△48
	債 券	334,890	373,996	△39,105
	国 債	94,354	116,305	△21,951
	地方債	104,882	110,425	△5,542
	社 債	135,653	147,265	△11,612
	そ の 他	46,297	49,814	△3,516
小 計	381,514	424,185	△42,670	
合 計	415,623	447,197	△31,574	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で
時価のあるもの 該当ありません

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表上額
子 会 社 株 式	—
関 連 法 人 等 株 式	18
非 上 場 株 式	223
組 合 出 資 金	21
合 計	263

(注) 1. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。